

ころは町長の方では検討するというか、そういうふうな考え方は持ってないのかどうか聞きたいと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず推計資料はいただいております。後でじっくり読ませていただきますけども、いずれこのとおりになるというものでもまたないと思います。特に職員の人数については、これ一般職だけ書いてますけども、公営企業部分のもありますので合わせた形で総合的に見なければいけないんじゃないかなと思ってます。

それから、大事なことは、やっぱり我々も産業振興含めてできるだけこうならないような形で努力をしていかなきゃならないと思っています。

それから、職員数は確かに先ほど申し上げたとおり28年度まで106人という大きな目標は立てながらそれに向かって今やっている訳でございますので、やっぱり相当窮屈になってくる面は確かにあると思います。そういう中では、議員がおっしゃるように民でできるものは民に移しながら、そして、サービスを提供していくということは必要な方向ではあると思います。ただ、先ほど申し上げたようにどうしてもですね情報面でですね町で管理しなきゃならないとか、或いはまた、かえってやった結果、コストが高くなるとかそういうものであっては困るので、そういった中身についてはですね十分考えていかなきゃならないし、これまでも行政改革審議会の中でですね、いろんな角度で世論は何かというような論点ではこれまでもやってきていますので、先ほど議員がおっしゃるとおり、町民がいろんな望んでる項目とか何をなすべきか、そういったものはですね、そういった中でいろいろ議論しながら、是非できるものはそういう委託とかですね、そういうものでやっていきたいなとは思っています。

いずれこれからいろんな、サービスはいろんな多様化していく訳ですけども、それを担う人材がですね不足していくという状況もございますので、町民とですね一緒になってこのいろんなやり方を考えていかなきゃならないことは間違いのないと思います。例えば、今回の震災を契機としながら自主防災組織の話もしました。あのあった際に、職員だけがですね、しゃかりきになって全部やっても到底できる訳ではありませんので、やはり地域の中でそういった体制がつくられ、お互いに助け合うということがあって初めてまた成り立つこともあります。更にはまた、今年の冬に初めて実施しました除雪機械を各自治会でですね持って行って、それをみんなで操作をしながら困った人を助けてあ

げるといふ、こういった形などもですね非常に大事な作業になると思いますので、それやこれや、これからですね職員だけでなく町民と一緒にそういうふうなものをやれるような進め方というのは当然必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） いろんな、外注はある程度やっているものは認識しておるわけですが、もう少しですね町の行政サービスの内容を全部公表してみて、広く町民からその業務移管の提案を受ける必要も一つの方法ではないのかなと。例えば民間からの提案制度みたいなものを、こういうふうな業務だったら外注してもいいんでないかと、こういう業務だったら我々がやれるんじゃないかというふうな提案制度も取り入れる必要があるのではないかなと思いますが、その辺ひとつご答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） できるだけ多くの民意を汲むためにですね、そういった今の提案についても検討してみたいと思います。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） 例えば具体的に今私の頭の中で思っているのはですね、これ既に他の市町村の一部でやっているわけですが、例えば保育園、給食、上下水道、これらは外注している市町村が結構あるわけですね。なぜ八峰町がやれないのか。その辺がですね、これからその半数になるだろうというスタイルの中で、こういうふうなことを検討する段階に入ってきたんじゃないか。そうすることによって、例えば極端な言い方をし悪い訳ですが、職員の給料と比較してみた場合、非常に高い維持費がかかっている。これを民間なり派遣にした場合に非常にコストが安くなる。逆に言うと、極端な言い方をすると、職員でなく民間に移すことによって倍の人数をかけても維持できるようになるかもしれません。結局、職員1人に対して2人雇用しても同じぐらいの給料で維持できるかもしれない。そうすれば、むしろ雇用は増えるし、いいことだらけでないのかなと。もしそれが無理だったら、給料を下げても維持できるようなコスト削減をする。そういうふうな方法だって、民間に移れば可能性はある訳です。例えば今、保育園が仮に10人でなければ運営できないものが、民間にすることによって15人の体制で維持できるかもしれない。そうすることによって安全性が逆に担保されるのではないか。そういうふうな方法だって考えてみてもいいのではないかというふうなことを考えております。現

実には、今、町民や保護者もいろんな意見を聞かないとだめだということになる訳ですけども、いずれそういう職員体制が減るという前提の中でそういうふうなこともこれから協議していかなければならないのではないかということ、一つ考え方について町長の今の現状の考え方をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えします。

今、具体的なことが提案をされましたのであれですけども、子ども園はですね、今、統合するということで27年度に向かって今方向性決めた訳です。この中では、まず公設でやりますよという話になっています。ただ、全県的な今状況を見ますと、確かに子ども園そのものも民営化、民間にする流れはですね、そちらの方は多くなっているというのは事実でございます。それからまた、給食センターについてもそういうところも出てきているということも承知をしております。これはいろいろ議論もあることだと思いますので、この後ですね、お互いに議論をしながらやっていかなきゃならない。当然、財政問題とか、或いはまたこの後の職員の定数の問題であるとか様々なものをですね総合的に判断しながら、しかもまた住民の意向なども聞きながら慎重に判断をしていかなきゃならないんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。9番山本優人君。

○9番（山本優人君） あともう一つだけお願いというか検討をお願いしたいのは、例えば窓口サービスの機械化でありますけども、失礼な言い方になるかもしれませんが、窓口の発給、例えば印鑑証明なり住民票というものは簡便な事務な訳ですね。結局、データさえあれば、ボタンを押せばすぐ出てくるようなことな訳です。それが今は、例えば銀行に行けば指認証システムがあって、それを指で本人確認できれば、ボタン押せば出てくるような状況の機械は既にある訳です。そういうふうなものを入れれば、窓口業務は現在の体制から相当何だ、事務的に楽になるはずだ。そういうふうなことも今後は必要となってくる訳ですから、そういうことをやることによってですね、少しずつやることによって窓口の職員の負担を減らして、その空いた余裕分を別の仕事をしてもらうと。町民のためにです、そういうふうなことを是非考えてその検討に入れておいてほしいと思いますが、町長はどうでしょう。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

時代の進展に伴っていろんなシステムやらそういう機械やら、そういった形のものが出てきました。そういったものをですね的確にこの合うのであれば導入をしながら軽減を図っていくということはやぶさかでないと思います。だから我々としてもまた、今、時代の進展に合わせたそういった形でオフィスの機械化とかですね、そういったものをどうするのか、よくこれからも勉強していかなきゃならないと思っています。ということで、提案として受け止めておきたいと思っています。

○議長（須藤正人君） 9番議員、再質問ありませんか。

○9番（山本優人君） ありません。

○議長（須藤正人君） これで9番議員の一般質問を終わります。

次に、4番議員の一般質問を許します。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） 傍聴の皆様、ご苦労さまでございます。

それでは、4番、通告に従いまして一般質問をいたします。

平成20年に学習指導要領が改訂されて、中学校では24年、新年度から保健体育の授業で武道が必修、完全実施されます。中1・中2は男女ともに柔道、剣道、相撲、なぎなた、合気道など、日本古来の武道の中から学校や教育委員会が選んだ種目を取り入れることとなりますが、当町における指導方針についてお聞きいたします。

1、文科省が武道を必修化とした定義についてお知らせください。

2、実施する種目と年間の授業時間数はどのくらいなのか。

3、指導資格等、教員の指導を充実させるための取り組みについて。

4として、どの段階までの指導で、その安全面については検討しているのか。

5番目、同様に必修化されるダンスの授業内容はどのようなパーツなのかについてであります。

以上、教育長に質問いたします。宜しく申し上げます。

○議長（須藤正人君） ただいまの4番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。  
千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 中学校体育の武道必修化につきまして、丸山あつ子議員のご質問にお答えします。

5点についてのご質問でありますけれども、関連がありますので一括してお話したいと思います。

ご指摘のとおり、文部科学省では平成20年に学習指導要領を改訂し、中学校の保健体

育科では、これまで選択制でありました「武道」と「ダンス」の領域につきまして、1年、2年で必修、そして3年生では他の領域と組み合わせして選択するということになっております。

武道では、「柔道」、「剣道」、「相撲」から一つ選んで履修することとし、地域や学校の実態に合わせて、「なぎなた」や「合気道」等が可能となっているところでも、議員のおっしゃるとおりであります。

また同時に必修化されるダンスにつきましては、「創作ダンス」、「フォークダンス」、「現代的なリズムダンス」から一つ選び、指導することになっております。

特に、今回の指導要領の改訂によりまして、武道とダンスが1・2年生に必修化された理由、いわゆる定義ということになりますと、「生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現することを重視し、改善を図る」という改定の基本方針から、多くの領域の学習をして、それらを基に、今度は自分が更に進めたい運動を選択できるようにするためと、言い換えれば生涯にわたってスポーツに親しむためには自分に合ったスポーツを見つける必要があります。そのために、義務教育で様々なスポーツを経験しておくことが大切だと考えた訳であります。

また、武道につきましては、平成18年に教育基本法が改定されましたが、その改定目的の一つに「健やかな身体を養うこと」と「伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛すると共に、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」が定められました。

この改定教育基本法を踏まえて、技能の習得だけではなく、例えば「礼に始まり、礼に終わる」に代表されますように、失われつつある礼儀や礼節に触れる機会の多い「武道」に積極的に取り組むと共に相手を尊重し、そして、伝統的な行動の仕方、或いは分担した役割を果たそうとするなどの点も理解させようということが言われている訳であります。

次に、八峰町の武道の実施種目及び年間の授業時数につきましては、八森・峰浜両中学校とも「柔道」を実施し、年間授業時数は9時間を予定しております。また、ダンス種目としては、イメージをとらえた表現や踊りを通して仲間とのコミュニケーションを豊かにして、自己表現をする楽しさや喜びを味わうことができる運動であり、自分たちで工夫し、表現することができる段階までとして「現代的なリズムダンス」を選択し、こちらも年間9時間を予定しております。

実際の指導に当たりましては、保健体育の免許状を持った教員が指導する訳であります。保健体育の免許状につきましては、教職課程のある大学で武道やダンスの単位を取得することが必須条件になっており、更に完全実施に向けて武道やダンスの実技研修等、更には指導教員の資質向上という面からも、保健体育科教員については平成20年度から学校体育担当者連絡会で安全指導研修を実施し、加えて秋田県総合教育センターで実技研修を実施しております。

当町での保健体育教員につきましても、これらの研修を終了して段位の資格も取得しております。

心配される生徒の安全の確保につきましては、当然体育館を利用した授業として柔道用畳を使用し、受け身や基本を徹底し、投げ技では更にマット等も使用するなど十分配慮しながら、畳以外での活動や危険な行為を避けることを指導することに努めていくことにしております。

今後、秋田県教育委員会では更に研修の機会を多くしていくこととしておりますことから、積極的な参加を呼びかけて、安全な授業実施に努めていくよう指導していく考えであります。

このようなことから、武道とダンスが必修化されたことをきっかけに、この意義・特性をしっかり認識し、指導を充実させることによって、学力も含めた、心身ともに健やかな八峰町の中学生に育つようにしてまいりたいと考えているところであります。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 4番議員、中学校の武道必修についての再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） この必修化によって保健体育の年間授業が90時間から105時間に増えるんですね。その増える時間の中で八峰町ではどちらも9時間を予定しているという答弁でしたが、その時間数がどうのこうという訳ではないんですが、9時間にしたことについての説明をお願いいたします。

それから、もう一つはですね、今その武道の必修化で、柔道の場合は特にオリンピックとか、或いは国際試合などで、私はもちろんなんですが国民の期待、関心も非常に高い競技なので、柔道の普及振興に繋がる上ではよいことだとは思っています。けれども、柔道のその特性からして安全面を考慮しての指導が最も大事な点だと考えます。新聞報道や何かでも不安な材料や、或いはその事故の多いことなどが、習う側、教える側から

の記事として載ったりもしていますが、当町の場合はどうなのでしょう。基礎から技に進んだりする時には、女子生徒の場合は特に筋力が十分でない時には安全面には最も注意して指導することが大事だと思います。毎回でなくても外部から指導者を頼むとかという考えはあるのでしょうか。

まず、これについてお聞きします。

○議長（須藤正人君） 4番議員の再質問に対し、当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 丸山議員のご質問についてお答えいたします。

授業時数につきましては何時間やれという決まりはありません。おっしゃるとおり90時間から105時間に15時間増えました。大概、郡内、また県内を見ましても、その増えた部分についてダンスと武道と大体それに合わせるということについては、多少の違いはありましてもそのような形になっております。

それで、授業時間につきましてはですね、中学校の保健体育の場合は、体力づくり運動と体育理論と保健については各学年とも授業時数が定められております。それ以外の例えば球技とかそういうものについては、その実情に合わせてやるということでは決まっておりますので、何時間にしなければならないという決まりというものはありません。ですから、その学校の状況、また、その町に合わせてやっていくという形であります。

それから、安全面を考えて外部指導を導入する考えはないかということではありますが、やっぱりこれが一番やはり問題でありまして、ほとんどまず受け身や基本と、この9時間であれば3年間通じて、ほとんど乱取りということは余り行動できないのじゃないかなど。

それでまた、授業での事故というものは、これまで試行実施した中ではほとんどありませんが、やはり議員がおっしゃるとおりスポーツ大会に向けた、全国大会に向けた、そのようなクラブ活動ではかなりなやはり事故や、また或いは死亡事故も起きているのが現状であります。現在のところ、平成20年から試行実施されている授業の中では、おそらく受け身や基本ということだけで終わっている関係もありまして事故というものはまだごく少ないような状況であります。ただ、免許を持った教諭が段は持っているというものの、それを生業としている訳ではありませんので、非常に不安でもあります。保護者からもそういう話はされます。そういうことでもありますので、実は私も講道館の2段の免状を持っていますが、ほとんどけんか強くなりたいために取ったようなもので、その礼儀とか礼節とか全く記憶にありませんが、講道館から文書が出ています。いたず

らに学校の求めに、教育委員会の求めに応じて指導をするなど。指導する場合は必ず講道館で主催する講習会を受けて、それを確か3日間でありますけれども受けて、それで審査を受けた者が指導してもいいということになっておりまして、やはりそのほかに指導してもいいと言われているのは、それを生業としている、例えば柔道場を運営しているとかそういう長い経験でそういう子供たちを育てている、そういう道場を運営しているところを導入することはやぶさかでないと言われておりまして、保護者とも、また学校側とも十分に相談して、私どもも安全を考えて外部の導入等についても検討していかなければならないのではないかなと考えておりますが、実は県警を通じまして、警察のOBも含めてそういう経験のある方を派遣してもらえないかということをお願いしましたところ、やはり責任の問題もあるし、きちっと研修を受けた者でなければそれを派遣することはできないという消極的な考え方がありますので、また、たまたまです。ね。今日来る時に、12日、昨日の文書、文科省から出たのは9日の文書でありますけれども、やっぱり「新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業安全かつ円滑な実施について」という依頼の文書が出ておりまして、再度、安全面については大丈夫かということをチェックして、そして、早急にその授業を始めるのではなく、準備の出来次第、進めてもいいという公文書が出ておりまして、おそらく県の方でもそれに合わせてチェックをし、確認をして、OKということが出されると思いますので、いずれ必ずそのチェックの調査の用紙が来るとと思いますが、それに合わせて進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。4番丸山あつ子さん。

○4番（丸山あつ子さん） ただいまの説明で大分よく判りました。

それからですね、その必修化について安全面も加えてPTAの方にはやはり説明が必要だと思うのですが、それはなされたのでしょうか、これからなされるのでしょうか。その時に生徒ばかりでなく父兄の方にも、安易な気持ちや、或いはふざけた気持ちの中で、習いたての、或いは覚えたてのその技を使ってはならない、危険なこともあるのだということも添えるべきでないのかなと思うのですが、そこの点とですね、それから関連しましてですね、保健体育の中だとは思いますが、私流に言えば健康な体づくり、健康な心づくりを教育するその科目の中で、やはり私いつも話題にする食育も大事なことでと思うんです。中学のその授業の中では食育という教えは、授業はあるのでしょうか。この2点についてお願いいたします。



○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） それでは、丸山議員の再質問にお答えします。

保護者の心配というのは、今までもやはりたまにお会いするとお話されますので、当然だと思います。4月に入ってPTAの全体会でそのことをお話をして、保護者の方にも、十分自分の子供さんたちにも話してくださるように、また、その外部指導も必要なのかどうかということもあわせて聞きながら、十分に注意しながら進めていきたいと思っています。

それから、保健体育の関係の食育でしたですね。

○4番（丸山あつ子さん） ええ。

○教育長（千葉良一君） 食育ですね、たまたま私、これが4月から使う中学校の保健体育、3年間使う教科書であります。たまたま別のことで調べて付箋つけておりましたが、3学年の単元からいくと4章の中にですね、食生活と健康と運動と健康の中にキチッとその食生活の大切さということについては、時間数にしては4時間ありますけども授業するというので教科書にはキチッと示されておりますので、小学校は食育の時間もたくさんある訳ですが、中学校に入りましては決められた単元は教科書にもキチッと載せられて、時間も4時間と定められております。

以上でございます。

○議長（須藤正人君） 4番議員、再質問ありませんか。

○4番（丸山あつ子さん） ありません。

これで4番議員の一般質問を終わります。

次に、12番議員の一般質問を許します。12番鈴木一彦君。

12番議員の一般質問の前に休憩をいたします。11時35分まで休憩をいたします。

午前11時27分 休 憩

.....  
午前11時34分 再 開

○議長（須藤正人君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

会議録署名議員を変更いたします。11番阿部栄悦君にかわって13番芦崎達美君、12番鈴木一彦君にかわって1番松岡清悦君を指名いたします。

一般質問を再開いたします。12番鈴木一彦君。

○12番（鈴木一彦君） 私から3点質問をしたいと思います。

まず1点目、菌床シイタケ生産者への支援について。

年々価格の低迷、暖房の灯油の価格の高騰等で経営で苦勞し、先行き不安の中で頑張っている生産者のホダに、町、JA、峰浜培養で平成24年度にそれぞれ支援するようですが、町の今回の予算計上について町長の考えを。

また、今後の生産者の経営状況によっては平成24年度以降も支援があるのか、町長の考えをお伺いします。

2点目は、峰浜培養の経営について。

峰浜培養の経営はこの数年は順調にきているようですが、平成24年度から1,900万円のホダ助成をすることによって、今後の経営はどう予想しているのか。

また、昨年の新菌移行による収入減の原因究明をしたのか、町長のお考えをお伺いします。

3点目は、各自治会に職員の配置を。

昨年の東日本大震災後、八峰町でも海岸付近の自治会に自主防災組織の設置、避難所の確保、避難路の確保、避難路の看板作成等の防災対策を進めていますが、近年は異常気象により、地震、津波だけではなく、暴風、竜巻、大雨による水害も発生しています。今後の災害時に行政と自治会の連絡に、地区担当職員を配置することにより迅速に正確な情報を知ることができると思いますが、町長の考えをお伺いします。

以上3点であります。

○議長（須藤正人君） ただいまの12番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 鈴木一彦議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「菌床シイタケ生産者への支援について」であります。

今回の予算計上についての考え方ではありますが、まず、菌床シイタケの生産状況や経緯について説明をいたします。

峰浜培養からホダを購入して菌床シイタケを生産販売している農家は18戸ありますが、先の議会全員協議会で示したとおり、平成21年度までは販売額が8億円を上回り、町では米に次ぐ販売額の多い品目となっております。

しかし近年、生産農家は灯油など生産コストの増や、夏場の販売価格の低下などにより経営が圧迫されてきたことに加え、昨年は生産量が極端に落ち込み、これまでにない経営存続の危機に追い込まれております。

このような厳しい状況を打開するためには、シイタケ生産経費の大きなウエイトを占める「ホダ購入費」を低減させることが効果的であり、町、農協、峰浜培養がそれぞれ協力して支援することによってこの産業を守ろうとするもので、町として1,000万円の補助を予算措置したところであります。

また、今回の菌床シイタケ支援は、単に主要作物への生産補助というだけではなく、シイタケ生産農家の存続は、峰浜培養やパッケージセンター従業員、生産現場で維持管理や収穫、運搬などに関わる多くの従業員の雇用確保に重要であると判断したことをご理解をお願いしたいと思います。

また、「平成24年度以降も支援があるのか」とのご質問であります。今回の支援で農家の経営改善が図られることを期待している訳であります。今後の生産状況や経営状況などを十分に注視していきたいと考えております。次年度のことについては、その時点の状況に応じて判断をしてまいりたいと考えております。

次に、「峰浜培養の経営について」お答えいたします。

まず、「ホダ助成をすることで、峰浜培養の今後の経営をどう予想しているか」というご質問についてお答えいたします。

有限会社峰浜培養は、地方自治法で定められた法人・第三セクターに該当することから、経営状況を示した書類を議会に提出することになっております。毎年6月議会定例会時に「営業報告書」が議会事務局に提出され、皆さんに配布されておりますので、すでに経営状況についてはご承知のことと思っております。

峰浜培養は、直近の平成22年度において約1,800万円の当期純利益を計上しましたが、その結果を基に、栽培農家の現状を考え、23年度においても「ホダ単価」を平均1個当たり5円の引き下げを実施したところであります。

会社としては23年度の決算は確定している訳ではありませんが、生産者の厳しい現状を考えると、できるだけ努力をしていかなければならないと考え、平成24年度もホダ単価引き下げを実施することにしております。

基本的には、「シイタケ生産者がだめになれば、峰浜培養の存在はあり得ない」という考え方に立ち、会社ぐるみであらゆる工程における経費削減のための見直し・検討を行い、役職員一丸となった企業努力によって乗り切っていかなければならないと考えております。

また、峰浜培養が今回のホダ助成で直ちに経営状況が危ぶまれるわけではございません

が、生産者の状況好転を期待しながら、一層の経営努力をしてまいらなければならないと認識をしております。

次に、「新菌移行による収量減の原因究明をしたのか」という質問であります。峰浜培養や農協などで調査しましたが、はっきりした原因を特定するに至っていません。

考えられる主な原因として、第1は、ホダの原料が代わったこととあります。これまでホダの原料のオガ粉は福島県相馬市から仕入れていましたが、昨年3月11日の震災により、急遽、岩手県の西和賀町森林組合から納入してもらうことで製造業務を再開することができましたが、この産地の違う原料が微妙に影響したのではないかと考えられます。原因の第2は、昨年の天候が比較的高温の日が多かったという点とあります。更に第3として、それに伴う肥培管理の違いなどが考えられています。

ここ1、2年、旧菌から新菌に移行を念頭に、事前に数棟のハウスで試験栽培を行い、ある程度の成果が出たのを確認してから本格的に移行してまいりましたが、結果として予想外の収量減となってしまいました。やはり、先に述べたことが原因と考えられます。

いずれにしても、平成24年度からは旧菌のホダに戻すことが決まっておりますので、今後、生産量が増大することを期待しているところであります。

次に、「各自治会に職員の配置を」でございますけれども、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から満1年が過ぎました。この間、町でも被災地支援や避難者支援を行ってきましたし、町の地震・津波対策もできる部分から実施してまいりました。24年度以降も引き続き防災対策を講じてまいります。

鈴木議員がおっしゃるとおり、災害は地震・津波だけではありません。暴風、豪雨、洪水、豪雪、地滑り、高潮などの自然災害のほか、大規模火災や爆発などの事故災害など様々な災害があります。

町では、各種災害が発生した場合に対応するため、「八峰町地域防災計画」を策定しております。この防災計画には、活動体制や災害対策本部などの設置基準、職員の動員計画も定めております。

災害が発生した場合には、災害の種類・規模に応じ、まず担当課、担当者が対応することになりますが、大規模な災害が発生した場合は、全職員が登庁し、各自決められた業務に従事することになっています。

東日本大震災の地震・津波で町には直接被害はなかったものの、大規模な停電となり、町民生活に影響が出たり、また、大変不安な思いをしたところであります。震災発生の際

翌日、町では、全世帯の安否確認や被害状況、各家庭で不足しているものなどを確認するため、役場職員を全自治会に配置し、自治会長さんや民生委員の方々と一緒に各自治会内を巡回したところであります。

鈴木議員のご提案のとおり、前もって地区担当者を決めて配置することによってより迅速に情報収集などに対応できることから、そのようにしたいと思っております。担当者を決めて各自治会にお知らせをしたいと考えております。

今後も防災対策にご協力をお願いすると共に、ご提案に対し感謝を申し上げます。

以上であります。

○議長（須藤正人君） 12番議員、1問目の菌床シイタケの生産者への支援についての再質問ありませんか。12番鈴木一彦君。

○12番（鈴木一彦君） この前の魁新聞にちょっと付いていましたが、12年度、2012年度から再生エネルギーを活用した災害実証施設を設置するというふうなことが書いてありました。これは地熱を利用した冷暖房のシステムらしいです。その中で栽培する品目にシイタケも入ってるんですね、菌床シイタケ。それで、これを試算したところ、冬期の暖房費は灯油に比べて3分の1で済むというような報道がありました。こういう情報をね、今これからドンドンドンドン収集しまして、町と生産者、JAさんとが、これまで以上にね真剣に取り組んでいく必要があると思っておりますが、町長の考えを。

○議長（須藤正人君） 12番議員の1問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

菌床シイタケの栽培農家のコストを下げるという問題は、いろんな手段がございます。その一つの中に今議員がおっしゃるように経費を節減するためにそういった再生可能エネルギーなどを導入すると。それで暖房を賄うという、こういうものはこれからですね出てきます。既に横手の方ですね実証しているものがございますので、私ども承知しているわけがございますけれども、既に農林課長にもJAと協力しながら現地に、実際どのような活用の仕方で、こちらの地域でも導入できないのか検討するように指示を出しているところがございますので、我々としてもこういった新しい課題にですね是非取り組んでいって、少しでもそれが結果としてシイタケ農家のコストダウンに繋がるというのであれば有効な施策だと思っておりますので、今おっしゃったようなお話を基にしながらでも研究していきたいと思っております。

○議長（須藤正人君） 12番議員、再質問ありませんか。12番鈴木一彦君。

○12番（鈴木一彦君） 今回の支援はね生産者を守るという意味でも大変大きいんですが、雇用も大きいと思います。パッケージセンターはじめ培養、それからハウスの栽培者のパート、合わせると140人ぐらいと聞いております。やはりね、これ八峰町ではこれぐらいの規模の雇用というのは今後確保するというのは大変困難だと思います。そういう意味からも、町として積極的にね、この後も政策を取ってもらいたいと思いますが、今一度、町長の答弁をお願いします。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

先ほども答弁の中でも申し上げましたが、ただ単に生産者の支援というだけでなく、今おっしゃったようにパッケージセンターに約40名ばかり、それから峰浜培養には27人、更にはまた生産者を含めた形での人方は100人以上おると思います。そういう面で見ますと、180人から200人近い人がですね関連の中で雇用されているという実態でございますので、この後の状況を見極めながら必要な支援はですね考えていかなければならないんじゃないかなと思ってます。

○議長（須藤正人君） 12番議員、再質問ありませんか。

○12番（鈴木一彦君） ありません。

○議長（須藤正人君） 2問目の峰浜培養の経営についての再質問ありませんか。12番鈴木一彦君。

○12番（鈴木一彦君） 新菌移行の収穫量というのがね、これ去年の4月から今年の1月までなんですけど、22年度に比べてね65.9で、それぐらいしか収穫ないんですよ。これでは経営が苦しくなるのは当たり前なんですよ、70%いかないんだもの。それでね、この原因について、いろんなオガ粉とか天候とか肥培管理とか言われましたが、これ培養さんとJAさんがこれ調べたんですが、菌を納入している業者は一切これ関係してないんですか。その辺ちょっとお願いします。

○議長（須藤正人君） 2問目の再質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

22年度に比べて収量が極端に落ち込んでいると。これが、ひいては価格補償制度に入っても、その収量が取れない分ですね補償されないという面があって非常に苦慮していると。

これまでの経過からいきますと、カネボウの菌を今まで使ってきて、これよりもですね新しい菌がいいという判断で試験的にですね、やって、その結果においては、試験的にやっている時は非常に収量も取れたということでもよかったわけです。それからもう一つは、別のメーカーの菌でなきゃならないというそういう生産者もおりまして、そちらの菌についても試験的に栽培をしながら、両方この栽培を試験的にやってまいりました。ところが、試験の段階ではどちらもある程度の評価を受けるんですけども、実際やってみると、どちらもかなり苦労しているということでもあります。そういう中で、先ほど申し上げたようにもう一度最初に戻って旧菌でスタートするというのが24年度の考え方があります。これは、JAとか培養だけの、培養の考え方もありますけども、生産者がですね、それぞれ協議をしながら、それで決定したものについて我々、我々というよりも会社の方でも対応するような状況になっています。その菌を提供する側の会社もおりますので、それはこういう状況であるということでも当然会社の方にも連絡しながら指導を仰ぐようにしてるんですけども、なかなかそのとおりに受けてもですね、なかなか思うようにいかないというのが今の状況でありまして、一つの要因だけでなく様々な要因が複雑にからんでるのではないかなと思いますけども、もう一度原点に返った形で来年度取り組んでいきたいというのが今の状況でございます。いずれそれらの会社の方からですね、できるだけ現地に来ていただきまして指導等をですね、していただくようにJAとも相談をしながら働きかけをしていきたいなというふうに思っています。

○議長（須藤正人君） 12番議員、再質問ありませんか。12番鈴木一彦君。

○12番（鈴木一彦君） この前、たまたま産建で菌床シイタケのハウスを見に行っただけですよ。その時生産者がね見せたシイタケがね、黒っぽい斑点ついてるんですよ。それで生産者がね、これは全然売り物にならない、投げなければいけないと、そういうことも言っていました。今後ね、こういう菌を納入してる業者にもっと強いね意見を申しながらやらないと、生産者はいくら頑張ってもそれ何にも売れないようなキノコ作っただけでお金ならないのでね、やっぱりこれからはね、菌の納入者にはもっと強い態度で臨むべきだと思いますが、その辺。

○議長（須藤正人君） 当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えをいたします。

確かに黒い斑点が出る。中を割ってですね食べることには一向差し支えないんですけども、ただ製品でございますけども、製品はやっぱり見た目でも評価されるという場面も